

北海道のどこで事故は起きているの?

北海道では、年間 2,000 件以上のシカとの交通事故が発生しています。過去最多となった平成 30 年には、2,834 件となり、3,000 件に迫る勢いです(図1)。

エゾシカの推定生息数はピーク時の77万頭から66万頭に減少、現在は横ばい状態にある中、また、北海道内の交通事故全体の件数は減少傾向にある中、エゾシカとの衝突事故はここ2年で900件近く増えており、急増傾向にあります。

エゾシカの推定生息数がピークだった平成23年と、直近の平成30年とで、地区別・振興局別に事故件数を比べてみると(図2)、もともと事故が多い東部地区はおおむね横ばいな中、西部地区(特に、石狩、胆振)や、件数自体は少ないものの、南部地区でも、急激な増加傾向にあります。エゾシカの交通事故の急増の背景には、もともと事

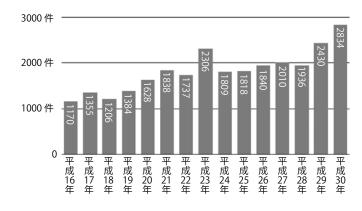
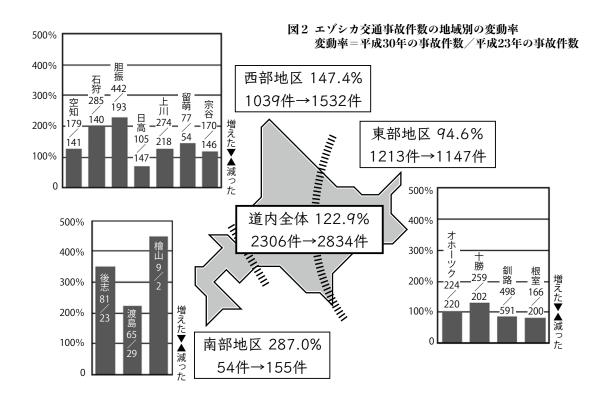


図1 エゾシカの交通事故件数の推移 (北海道警察資料より作成)



故が多かった東部地域ではなく、これまであまり事故が起きていなかった西部地区や南部地区で事故が増えていることがあるようです。全道どこでもシカとぶつかる可能性があることは、北海道内で運転する私たちには、注意が必要な問題です。

欧米諸国も頭を抱えている問題

エゾシカのような大型動物との交通事故は、北海道だけの問題ではありません。アメリカでは、毎年 150 万件のシカとの衝突事故が発生していると推計されており、ヨーロッパでも、50 万件という推計が出されています。特に、ムースのような大型有蹄類との事故は、ドライバーの致死率も高いため、北欧では、大きな問題となっています。

スウェーデンでは、ムースなどの大型有蹄類との衝突事故が深刻な問題となっています。ノロジカで 35,000 件、ヘラジカで 5,000 件以上の事故が昨年 1 年間に報告されています。全国野生動物交通事故評議会(The Swedish Council on Wildlife Collisions)の WEB サイト(https://www.viltolycka.se/hem/)上で、ムース、シカ、イノシシなど、様々な動物の事故件数がリアルタイムでアップされており、最近、どこが危ないのかを視覚的に確認できるようになっています。この評議会は、警察庁、運輸局、狩猟者協会、地方議会などで組織された横断的な組織となっているのも特徴です。

日本では、動物を轢いてもそのままにされる場合が多いですが、スウェーデンでは、ヘラジカなどの野生動物とぶつかった場合、警察への通報が義務化されています。ドライバーは警察への通報と合わせて、事故現場を示す目印(オレンジ色の紙帯)を木の枝などにくくりつけ、現場を後にします(自走可能な場合は)。そして、ドライバーからの通報で、警察官ではなく、契約したハンターが現場に向かいます。事故の処理を担当するハンターが相棒の猟犬とともに現場に出動し、負傷個体の速やかな捕殺や死体の処理をしているのも、興味深いところです。

ぶつからないようにするためには?

スウェーデンの自動車メーカーの Volvo は、2017 年に世界初の大型動物検知機能を搭載した自動車の販売を開始しています。車両の前方に、ヘラジカや馬などの大型動物を検知した際に、ドライバーに警告した後、危険がある場合には、自動でブレーキが作動するそうです。エゾシカにも反応するのかなど、とても興味がありますが、超高級車には手が出ませんので、いつか、機会があれば、ぜひ試してみたいところです。一般車に標準装備されるような日が来るには、まだまだ先の話でしょうから、まず、我々が出来ることは、夜間の走行時にはハイビームにして道路脇に光るものを見つけたら減速するなど、地道な行動が必要です。

エゾシカ猟における誤射の防止を考える

一般社団法人エゾシカ協会理事 (国研)森林総合研究所主任研究員

松浦友紀子 ymtur@affrc.go.jp

年も痛ましい狩猟事故が起こった。狩猟者の誤射により、森林管理署の職員の方が亡くなってしまった。誤射とは、対象を獲物と間違えて発砲することであり、加害者は被害者を「シカと間違え」たという。被害者は、赤色のジャンパーとオレンジ色のヘルメットという目立つ格好をしていたのにもかかわらず、である。実は、全国の誤射による被害者のうち、約6割の方はオレンジ色の帽子もしくはベストを着用していたという報告がある(松浦他 2015)。シカやイノシシの色とは程遠い、ビビットなオレンジ色を身に着けていても、なぜか獲物に間違えられている。



オレンジ色ベストを着用していても油断できません

誤射による他損事故(全26件) のうち、被害者・加害者ともに大 日本猟友会指定のオレンジ色帽子 もしくはベスト着用していた割合 (松浦他2015より作成)

本州には「ガサドン」という言葉がある。藪が「ガサッ」といったら「ドン」と撃つ、という意味である。獲物に逃げられる前に撃つための方法と思われ、藪の中の"何か、を確認することなく"獲物と思い込み、発砲する。誤射を生み出すリスクは高いだろう。一方北海道の場合、シカ猟では銃にスコープ(望遠鏡)を付けるのが一般的である。スコープの中の拡大像を見るので、対象物の確実な確認が可能である。それにもかかわらず誤射が発生するのはなぜだろうか。おそらく「ガサドン」と理屈は同じで、「目の前に出てくるのは獲物のはず」という"思い込み、が原因ではないだろうか。

当たり前のことだが、すべての銃所持者は、事故を防ぐ ための正しい行動について学んでいる。銃を所持する際に 講習を受けるし、また3年ごとの座学(経験者講習)と実 技試験(技能講習)も義務付けられており、銃による事故の事例や防止策、安全な銃の取り扱いの基本ルールについて定期的に学び直している。そこまでしても事故が発生する理由の一つは、猟欲の強さにあるかもしれない。いざシカを目の前にすると興奮するのか、周囲が見えなくなる狩猟者は少なからず存在する。一日中山を歩き回ってやっと出会った獲物は、何が何でも捕獲したいと思うかもしれない。さらに近年は、国や道の政策により、捕獲個体に奨励金等が発生することも多く、それが猟欲(金銭欲?)を一層刺激するかもしれない。しかし発砲時こそ冷静になるべきである。その時にシカが獲れなくても、安全に狩猟を終えられれば次の機会が来る。でも万が一事故を起こしたら、次は無い。

また、豊富な狩猟経験もマイナスに働く場合があるかも しれない。経験豊富な狩猟者は、「今まで事故がなかった からこれからも大丈夫」と思い込むこともあるだろう。ち なみに、狩猟事故の約6割は、狩猟経験年数が31年以上 の狩猟者により引き起こされていた(松浦他2015)。狩猟 事故に関しては、慣れは危険になり得るかもしれず、初心 を忘れず行動すべきであろう。そのためにも、3年ごとの 講習は、安全について再確認する良い機会になると考えら れる。ただし一方で、有害鳥獣捕獲を担う一部の狩猟者た ちはこの講習が免除されているのである(鳥獣特措法附則 第3条第1項及び同条第2項の規定に基づく)。有害鳥獣 捕獲を担うということは、つまり一般的な狩猟者に比べて 捕獲機会が多いこと、さらに被害防除のために農地等の人 との距離が近い場所での捕獲が多いことが想定される。こ のような立場の狩猟者こそ、定期的に講習を受け、より高 い安全対策の意識を持つべきなのに、そのような仕組みに はなっていない。

事故を起こすのはごく一部の狩猟者である。しかし、銃の取り扱いの基本ルールから逸脱すれば、いつでも加害者になり得る。銃所持者は、このことを常に意識して捕獲に携わるべきだろう。自戒も込めて。

引用文献

松浦友紀子他 (2015) 狩猟事故の要因をさぐる-2007 年から 2011 年の日本の狩猟事故分析-. 野生生物と社会 第2巻2号:1-8

戸たず業

去年 12 月に厚労省の医薬品リストにおいて、エゾシカを含む日本産ニホンジカもロクジョウの原材料として掲載されたため、エゾシカ活用の新たな可能性が出てきました。それを受けて、今年の総会セミナーにおいて、表題の発表をしましたので、その内容を掲載します。

一般社団法人エゾシカ協会副会長酪農学園大学狩猟管理学研究室

伊吾田宏正 igoth@rakuno.ac.jp

中医学の重要な医薬原料

大辞林によると、鹿茸とは、「雄鹿の袋角"(幼角)。また、その生薬名。強精強壮剤とする」とあります。14世紀の徒然草には、「鹿茸を鼻にあてて嗅ぐべからず。小さき虫ありて、鼻より入りて脳を食むといへり」という(不気味な)記述もあり、陰暦五月五日に、山野に出て薬草や鹿の若角をとる、薬猟(または薬狩り)という行事が、夏の季語になっているそうです。

中医学(中国伝統医学)では、中医薬の重要な原料として古代から盛んに利用されてきました。各種生薬に配合されて販売されているほか、角を薄く輪切りにした「鹿茸片」としても流通し、その名の通り、キノコにそっくりな形状をしています。

袋角(または幼角・若角)は、成長中の骨化する前の枝



中国青海省の「鹿茸片」



角です。世界に 19属 51種存在するシカ科動物だけが枝角を持っていますが、中国最大の医薬品辞典「中葯大辞典」によると、鹿茸の「原動物」は梅花鹿(ニホンジカ)、馬鹿(アカシカ)、水鹿(サンバー)、白唇鹿(クチシロジカ)とされています。これらは全て中国の在来種ですが、野生の生息数が少なく、袋角生産を主目的とした養鹿産業が発達していると言われています。中国や韓国では高値で取り引きされ、「特に梅花鹿(ニホンジカ)の価値が高い」と聞いたこともあります。

日本産ニホンジカもロクジョウ原料に?

一方、日本では厚労省の定める医薬品リストで、ロクジョウ(医薬品原材料はカタカナ標記)の原動物として、日本産ニホンジカは挙げられておらず、シベリアジカ、マンシュウジカ、マンシュウアカジカ、ワピチが記載されていましたが、これらは旧分類による種名のため混乱を招いていました。

そこで、永田ら(2017)によって、文献調査および遺伝学的な再検討が行なわれた結果、前者2種は大陸産のニホンジカ、後者2種はワピチであることが分かりました(次ページの表)。つまり、前者2種は日本産ニホンジカの亜種だということです。したがって、ロクジョウの原動物として大陸産のニホンジカが指定されているのだから、日本

(表) 永田ら(2017)に よるロクジョウ原動物の分 類再検討の後、日本の厚労 省医薬品リストが改訂され、 エゾシカを含む日本産ニホ ンジカの袋角がロクジョウ 原料に認定されました。

改正前(旧分類)	
シベリアジカ	
マンシュウジカ	

マンシュウアカジカ

ワピチ

■ ロシア、中国東北部、および北朝 ュウジカ鮮産)

> ワピチ (筆者注:極東産アカシカ および北米産エルク)

永田ら(2017)の再検討

大陸産ニホンジカ(筆者注:極東

	_	
ᇌ	n =V	22
LX		ø

ニホンジカ Cervus nippon

ワピチ Cervus canadensis

アカシカ Cervus elaphus

産のニホンジカも原動物として利用できるという可能性が示されたことになります。ちなみに、ニホンジカはもともと日本列島だけではなく、極東ロシア、中国、朝鮮半島、ベトナムに広く自然分布していましたが、大陸では分布が制限されています。

エゾシカ袋角、晴れてロクジョウ原料に

さて、その後、去年12月に厚労省の医薬品リストにおけるロクジョウの項が、「本品は Cervus nippon, Cervus elaphus, Cervus canadensis 又はその他同属動物(Cervidae)の雄鹿の角化していない幼角である.」と改正されました。つまり、産地はどうあれ、全てのニホンジカ(学名 Cervus nippon)がロクジョウの原動物となったのです。エゾシカはニホンジカの1 亜種ですから、エゾシカの袋角も晴れてロクジョウの材料になったということです。

去年まで日本で流通するロクジョウ製品または原材料は輸入 品に頼っていましたが、今年からは国内産の全国のニホンジカ

(エゾシカ含む)の袋角がロクジョウの原材料として合法的に利用できるようになったわけです。全国のシカ捕獲数の約半数を占める北海道には、袋角の供給源としての可能性が潜在していると言えます。

ところで、薬機法(旧薬事法)では、薬材は食品と同じレベルの衛生管理が必要とされています。日本では、袋角の採取方法や品質管理に関するノウハウや基準が現在は存在しません。袋角が採れる初夏は気温が高く、血液を多く含む袋角は「足が早い」ことが予想されます。このため、捕獲されたシカから袋角を採取する適切なマニュアル等を整備する必要があるのではないでしょうか?



台湾の「鹿茸薬酒」

引用文献

永田純子・大泰司紀之・太子夕佳・伊吾田宏正. 2017. 日本産ニホンジカ有効活用に向けて「ロクジョウ(鹿茸)」薬材種および亜種の再検討.「野生生物と社会」学会帯広大会ポスター発表.

*このポスター発表の内容が同学会誌「野生生物と社会」に近日掲載されます。





号では、イギリスのシカ管理が 1960 年代以降に発展してきた中で参考にしたというドイツの事例を紹介しました。

イギリスはいま欧州連合離脱を巡って、 混乱の中にありますが、現時点では、ドイツをはじめ、他 の EU 諸国と同様に、EU 食肉衛生規則に則って鹿肉の衛 生管理を推進しています。本稿では表題について、EU の 事例を踏まえて、日本での今後の展望について考えてみた いと思います。

EUの同規則では、処理施設の許可、HACCP取得に加えて、トレインドパーソン(=獣肉検査資格者。以下、TP)制度が義務化されています。このTP制度は、これまで協会のニューズレターやセミナーで紹介されてきましたように、鹿肉を流通させる場合には、必ずTPによって、捕獲個体が食肉として安全かどうか検査をしなければならないという制度です。日本では今年度の食品衛生法の改正で、HACCPの義務化が検討されているようですが、TP制度については依然として義務化されないようです。これ

では、鹿肉の安全安心が十分担保されないリスクがあると いってよいでしょう。

EU 諸国では、国よって TP 制度を運用しており、イギリスでは DSC1 が、ドイツでは狩猟免許が、フランスやスロベニアでは衛生講習会受講が該当します。日本でも政府によって「ジビエハンター制度」が検討されようとしています。安全な鹿肉や猪肉を生産するための捕獲者の研修制度というものになると予想されます。

エゾシカ協会では、本連載で紹介してきましたように、イギリスの DSC をモデルとした DCC を 5 年前に立ち上げ、捕獲者の安全管理、食肉衛生、アニマルウェルフェアを柱とした、理想的なシカの捕獲そして資源管理のための、まさに EU の TP レベルの人材育成を行なっています。

国の動きはさておいても、北海道でこの DCC 制度を活用し、DCC 取得者を各関係機関に配置して、独自の総合的なシカ管理を推進していくべきだと考えています。

オフィス移転のお知らせ

エゾシカ協会はこのたび、札幌市中央区から江別市大麻にオフィスを引っ越しました。札幌時代、長らくお部屋を提供くださった井田宏之さん(前専務理事・事務局長、現在は理事)をはじめ、お世話になったみなさまに心よりお礼を申し上げます。新しいオフィスは、JR大麻駅から北東に徒歩15分。どうぞお気軽にお訪ねください。

一般社団法人エゾシカ協会事務局の新住所 〒069-0864 北海道江別市大麻泉町1-19 電話とファクス 011-375-7899



シカ捕獲認証制度(DCC)への歩み®

大正7年の狩猟法改正

―履行された立法の「希望条件」―

一般社団法人エゾシカ協会会長 赤坂 猛 serowakasaka@yahoo.co.jp

999 (平成 11) 年、鳥獣保護法が改正された際に、 衆議院から出された附帯決議の一つに、国は都 道府県の調査研究体制の整備や鳥獣専門家の育 成・配置に対し、積極的に助言、指導及び財政 的支援を行うこと、とあった。しかし、その後の 20 年余、 附帯決議に明記された「国の都道府県への積極的な支援」 の動きがない……ことは前号で記した。

実は、大正時代、上記とは真逆の行政の「対応」があった(赤坂 2018)ので、本連載でも紹介させていただく。

大正の専門官「狩猟取締官吏」

ほぼ一世紀前となる 1918 (大正 7) 年、狩猟法 (注) が大改正された。狩猟鳥獣の指定や猟区の設定など、現在 につながる新たな制度が創られたのである。この法改正に際して、衆議院より 3 カ条の「希望条件」が付され、内 1 条に「主務官庁及各地方庁ニ狩猟取締官吏ヲ置クコト」と あった。

この『狩猟取締官吏』について、北海道庁は「北海道の 猟政」(1969) に次のように詳しく記している。

この改正(筆者注、1918年の狩猟法改正)と関連し、各都道府県には猟政担当専門官を置くことが指示され、当時の専門官は、東京農業大学に1ヶ月間派遣され、みっちり鳥獣法令や動物学の研修が義務づけられ、しかも、この研修は毎年長期にわたって続けられており、猟政担当官は、専門職としての身分を保持させ、猟政担当者の配置には、農商務者が関与するという強い態度であった。

北海道の初代・狩猟取締官吏(斉藤春治氏)は大正時代、 絶滅視されていたタンチョウが道東の釧路湿原に生息して いることを発見する(井上 1984)など、その職域の広さを伺うことができる。

一世紀前の大正という時代に、都道府県の狩猟行政担当者を東京に集め1か月間と長期におよぶ研修を実施したうえで、猟政専門官としての身分『狩猟取締官吏』を付与する「人材育成事業・制度」には驚きを禁じ得ない。研修内容など本事業・制度の詳細や推移については定かではないが、農商務省が立法府の希望条件に対して真摯に履行していたことは明白である。

大正の希望条件と平成の附帯決議、行政府の対応は現下のところ真逆のようである。令和になったいま、「平成の附帯決議」を忘却させてはならない、と思うのである。

平成の専門官―兵庫県庁の野生動物専門員―

1995 (平成7) 年に公表された「生物多様性国家戦略」において、野生鳥獣は国民共有の財産と明記された。国民の共有財産である野生鳥獣の適正な保護管理については、1999 年の附帯決議に明記された「調査研究体制の整備や鳥獣専門家の育成・配置」が必須のはずである。

この 20 年余、附帯決議に明記された「国の動き」が皆無の中、都道府県独自の先進的な取り組みが見られる。なかでも、兵庫県庁では野生鳥獣の適正な保護管理行政の構築に向けて、調査研究体制の整備(森林動物研究センター)や専門職(野生動物専門員等)の育成・配置などに鋭意取り組んできている。

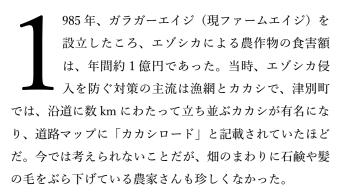
次回は、「兵庫県庁の取り組み」などを紹介する。

(注) 1895 (明治 28) 年に制定された狩猟法は、1918 (大正 7) 年の大改正など幾多の改正を経て、現在の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」につながる。

引用文献 赤坂 猛 (2018) 鳥獣行政を支える「研究機関と専門家」 グリーン・パワー 2018.4 井上元則 (1984) 日本の鳥獣保護の変遷 (4) 鳥獣行政 77

エゾシカ用電気柵 誕生ヒストリー

小谷栄二



ある日、美幌峠をクルマで下っていたら、見るからにエ ゾシカの被害がありそうな大きな畑を見つけた。持ち主(農 家さん)を探し、飛び込み営業した時のことだ。農家さん 日く「うちは犬でエゾシカ対策をやってるからまったく問 題ないわ」と私に自慢するのである。「これからその犬に エサをやりに行く」と言うので、一緒についていった。

自宅から何 km も離れた山ぎわの大きな畑なのだが、驚いたことに、犬小屋が 100m ほどの間隔で 5 つも置いてあった。その犬たちに毎日、エサと水を持って行っているようなのだ。正直なところ、最初はこの農家さんにあまり良い印象が持てなかった。犬をエゾシカ対策の道具みたいに使っている、と思えたからだ。しかし、彼が犬たちの頭を撫で、優しい目でかまいながら「できれば、犬をこんな山に置いておきたくないんだわ。だけど、シカにほとんど食べられてしまったら、やっていけないべさ」と話すのを聞いて、印象が変わった。

私は、この農家さんに電気柵を購入していただいた。それは、同じように困っている多くの農家さんを助けられる可能性があることを、私自身が確信した瞬間でもあった。ずいぶん昔のことだが、懐かしい記憶として今でも鮮明に残っている。美幌町で最初のエゾシカ用電気柵だったと思う。その後の数年で、電気柵は町内のほとんどの農家に普及した。

それまで電気柵は、シカ防除にはまったく役に立たない と言われていた。

実際、その通りだった。従来の電気柵は、放牧牛の脱柵 防止用で、まったくもってパワーが弱く、伸びた草が少し



線に触れるだけで電気が流れなくなった。支柱の鉄パイプも、線をつなぐ碍子も、ちょっと衝撃を与えるとすぐ抜けたり壊れたりしてしまうものだった。エゾシカのような野生動物には、確かに効果がなかったのである。

私は、桁違いのパワーが出るニュージーランド製の電気 柵ならエゾシカ対策に使えるのではないかと考えた。さっそく、エゾシカ被害の多かった網走管内のホクレンさんに 「画期的な電気柵がある」と説明して協力を取り付け、地元の農協立ち会いのもと、輸入した電気柵を試験的に置戸 町のビート畑に張ってみたのである。

しかし、ものの見事に失敗した。忘れもしないが、ホクレンさんに現場に連れて行かれ、シカたちが柵の上をジャンプして畑に入った足跡を確認させられた(写真)。お叱りを受けた私に返せる言葉は何もなく、ただただ頭を下げるだけだった。

だが、この現場には次につながるヒントもあった。シカがジャンプする位置と着地点を見た時、電気柵の高さと段数に問題があることが分かったのだ。今では考えられない話だが、この時の試験には既存の牛用ポール(高さ 1m)をそのまま使ってしまっていた。知らないということは恐ろしいし、失敗しなければ気づかないこともある、と改めて思った。

この経験を活かして製品を改良し、1987年にエゾシカ 用電気柵が初めて完成した。前述のように当時は電気柵に 農家の信用がまったくなかったので、はっきり「牛用では なく、エゾシカ防除のための電気柵」として売り出した のが功を奏したかたちとなった。多くのメディアが連日 ニュースとして取り上げ、道東を中心に一気に広がって いったのである。

* * *

現在あるエゾシカ用電気柵の基本仕様はその時から変 わっていない。

こたに・えいじ

ファームエイジ株式会社代表取締役、エゾシカ協会理事

連載第20回 外来種図鑑 伊藤英人

hideto@asakura.co.jp 朝倉書店編集部

野生動物たちは、稀少性、生態系への悪影響などの理由から、種 ごとにさまざまな法律で規定されている。とくに、外来生物法は 違反者への罰則が重く、狩猟者への制約が大きいため、特定外来 生物の扱いには注意を要する。今回は、これまでワナにかかった 外来種を挙げ、外来種問題について考えるきっかけとしたい。

各	カワイイ度	世間的にだけ重要。捕獲に対する表面的な批判の受けやすさ。
ロパラメータの説明	よそもの度	日本にいることへの違和感。人が放したものには回収の責任 を感じるが(放した人にはもっと感じてほしい)、ある程度 は進化のひと場面にすぎない気もする。
	レア度	ポケモンでいう出現率(茨城県南部)。
	農家迷惑度· 狩猟的価値	捕獲に対し、世間、農家、狩猟者で思惑が異なる。イノシシのように捕獲価値の高い種は悩まれない。毛皮獣は、狩猟者に利用できる能力がないと価値がないことがある。



カワイイ度:★★★☆☆ よそもの度:★★★★★

レ ア 度:★☆☆☆☆

農家迷惑度:☆☆☆☆☆ 狩猟的価値:☆☆☆☆☆

ソウシチョウ

Leiothrix lutea

非狩猟鳥。特定外来生物。ワナによる鳥の捕獲は禁止されているが、 肉食性で、鶏ガラをエサとしたハコワナにかかってしまう。きれいな 鳥だが、飼育どころか運搬すら外来生物法違反。捕獲禁止のため、合 法的に処理するにはその場でのリリースしかない。しかし、外来種を 野に放つしかないなんて、生態学を学んだ人間としては苦痛。



カワイイ度:★★★★☆ よそもの度:★★★★★

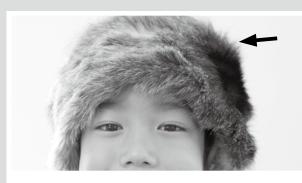
レ ア 度:★★★☆ 農家迷惑度:★★★★☆

狩猟的価値:★★★★★

アライグマ

Procyon lotor

狩猟獣。特定外来生物。タヌキに匹敵する良質な毛皮をもつ。知人に よるとカザフスタンではオオカミ毛皮に次いで人気とのこと。尾の毛 は意外に貧弱で、新千歳空港の毛皮店では盛られてフサっとなってい た。あまり獲れない。



カワイイ度:★☆☆☆☆ よそもの度:★★★☆☆ レ ア 度:★★☆☆☆

ハクビシン

Paguma larvata

農家迷惑度:★★★★☆ 狩猟的価値:★★★☆☆

狩猟獣。外来種とするかどうかはっきりしていない。つまりは外来種 とは恣意的な線引きである。日本唯一のジャコウネコ科で、見慣れな いせいかかわいく思えない。電線の上を歩ける。毛皮はイタチ科より 少しフサフサ。



カワイイ度:★★★★★ よそもの度:★★★★★ レ ア 度:★☆☆☆☆

農家迷惑度:☆☆☆☆☆

ノネコ Felis catus

狩猟的価値:★☆☆☆☆

狩猟獣。野鳥をよく食べ、影響力の強い侵略的外来種だが特定外来生 物ではない。ハコワナのエサを食べにきては、逃がされるのを待って いる。圧倒的な人気があり、駆除には根強い批判があるが、そろそろ 本格的に駆除すべきか?

青山則靖 料理の理子

ことわり

煮込み ハンバーか

@###J

・エゾシカ規約 5003

・モねぎ 습 /5

· 塩







- 印



○作ッち

1、玉ねぎをみじんてかにして、バターで火少めます。



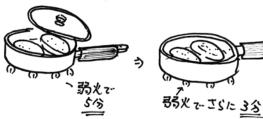
2, エゾミカ 税向に 塩 ェスれひく練り、 卵ェスれて、うながるまで く混せ 炒めて冷した 玉ねぎ → パン粉の順で人れ話







3. お好みの大きさに及め、 弱火でつ9をして 5分 焼き 裏返してさらに 3分 焼きます



4. お好のソースをしれて 5分程度 老 ぬんご完成 !!



デミグラス ソース ・ トマト ソース ガレーソース etc.

- ·めん>ゆ + 片栗粉
- ・チゲ国憲込
- 味噌煮込 色2アレンジ・可貨を/

煮込みハンバーグ

今回は煮込みハンバーグを紹介したいと思います。赤身のエゾシカ肉100%で作ると硬くなりやすいので、豚挽肉と合挽きにする方法もありますが、エゾシカ肉100%にこだわるなら、"つなぎ、を増やすのがポイントです。今回のレシピは"つなぎ、を通常の倍

大切なことは、初めに挽肉を塩だけでよく練って粘りを引き出し、ひとまとまりにしておくこと。ここをしっかりとやらないと、「挽肉」対「つなぎ」になって混ざりが悪く、凸凹した焼き上がりになり、食感にばらつきが出てしまいます。

くらいの分量にしています。

食材を入れていく順番もとても大切 です。「卵→炒め玉ねぎ→パン粉」の 順序を守ってください。

Kitchen Support 青 http://supportao.exblog.jp

卵は全体を柔らかにします。卵を入れるといったん挽肉が分離しますので、またひとまとまりになるまで、よく練ります。玉ねぎはバターで透き通るまで炒め、冷ましてから加えましょう。炒め玉ねぎはクッションの役割。挽肉に間に空間を作って柔らかな食感を生み、縮み防止にもなります。パン粉は、牛乳に浸さずにドライパン粉を最後に入れます。パン粉には、肉汁を吸い取りつつジューシーさを維持するスポンジの役割があります。

具材がすべて混ざったら冷蔵庫で30分以上休ませて落ち着かせてから焼いていきましょう。丸めて広げて弱火でふたをしてじっくりと片面を5分程度、さらに裏返して3分程度。

最後にお好みのソースを入れて5分

程度煮込むことで中心まで完全に火が入り、焼きムラもなくなります。めんつゆくらいの出汁に片栗粉でとろみをつけたり、トマトジュースで煮込んでチーズを入れたり、デミグラスソースやカレーなどアレンジも多彩にできます。

一般社団法人エゾシカ協会 ニューズレター第47号

発行日 2019年10月15日

編集発行 一般社団法人エゾシカ協会

会 長 赤坂猛 事務局長 松浦友紀子 〒 069-0864

北海道江別市大麻泉町 1-19

電話 011-375-7899

MAIL info@yezodeer.org

URL http://yezodeer.org 印刷 株式会社須田製版

滝川市栄町 3-5-16

無断転載を禁じます。

© 2019 Yezo Deer Association, All rights reserved.